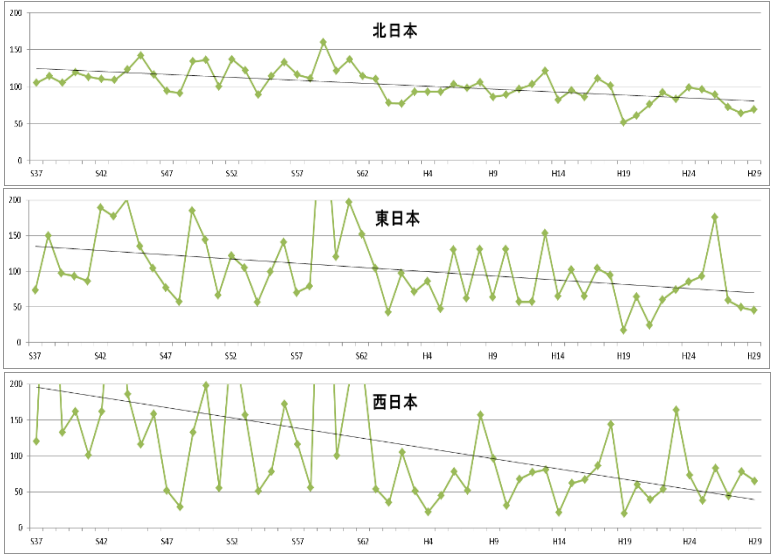
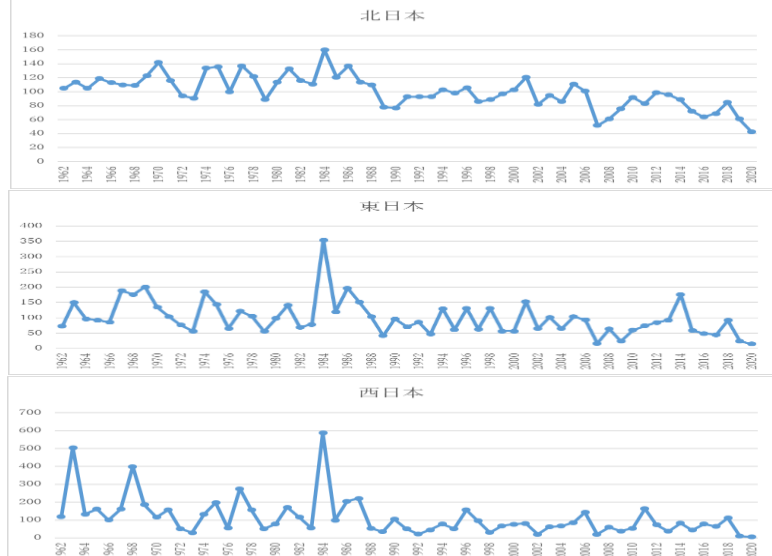


三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方公共機関</p> <p>近畿日本鉄道株式会社</p> <p>(1)災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> | <p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方公共機関</p> <p>近畿日本鉄道株式会社</p> <p>(1)災害により線路が不通となった場合の<b>バス</b>による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> |
| <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,300 地点）】</p>   | <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,300 地点）】</p>   |
| <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】</p>  | <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】</p>  |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>【図表 降雪量の前年比の推移】</p>    | <p>【図表 降雪量の前年比の推移】</p>    |
| <p>第2部 災害予防・減災対策<br/> 第1章 自助・共助を育む対策の推進<br/> 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）<br/> 第3項 対策<br/> ■県が実施する対策<br/> 2 市町を対象とした対策<br/> (1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)<br/> (新規)<br/> ⑤ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援</p> | <p>第2部 災害予防・減災対策<br/> 第1章 自助・共助を育む対策の推進<br/> 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）<br/> 第3項 対策<br/> ■県が実施する対策<br/> 2 市町を対象とした対策<br/> (1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)<br/> ⑤ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」の提供<br/> ⑥ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援</p> |
| <p>(新規)</p>   | <p>■市町が実施する対策<br/> 1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策<br/> (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施<br/> ④ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図る。</p>   |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>2 住民を対象とした対策<br/>                     (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施<br/>                     (新規)<br/>                     ⑤ みえ防災・減災センターと市町との連携による、ハザードマップや洪水避難・土砂災害にかかる地区防災計画の作成支援</p>  | <p>2 住民を対象とした対策<br/>                     (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施<br/>                     ⑤ 「Myまっぷらん」の作成に向けた普及・啓発<br/>                     ⑥ みえ防災・減災センターと市町との連携による、ハザードマップや洪水避難・土砂災害にかかる地区防災計画の作成支援</p>  |
| <p>■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策<br/>                     1 自主防災組織の対策<br/>                     (1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力<br/>                     県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。</p>   | <p>■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策<br/>                     1 自主防災組織の対策<br/>                     (1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力<br/>                     県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練、<u>避難計画づくり</u>等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。</p>   |
| <p>第2部 災害予防・減災対策<br/>                     第1章 自助・共助を育む対策の推進<br/>                     第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）<br/>                     第1項 防災・減災重点目標<br/>                     【現在の状態】<br/>                     ・ 学校やその周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の対応や非常時の避難対策等の検討、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携をさらに充実する必要がある。<br/>                     また、<u>幼稚園や保育園</u>における防災対策についても同様の状況にある。</p> | <p>第2部 災害予防・減災対策<br/>                     第1章 自助・共助を育む対策の推進<br/>                     第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）<br/>                     第1項 防災・減災重点目標<br/>                     【現在の状態】<br/>                     ・ 学校やその周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の対応や非常時の避難対策等の検討、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携をさらに充実する必要がある。<br/>                     また、<u>幼稚園や保育所等</u>における防災対策についても同様の状況にある。</p> |
| <p>(新規)</p>   | <p>第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     (6) <u>三重県災害時学校支援チームの設置・運営</u><br/>                     被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「<u>三重県災害時学校支援チーム</u>」を設置・運営する。</p>  |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   |              |  | 新   |              |   |
|---|--------------|--|---|--------------|---|
| <p>第2章 安全な避難空間の確保<br/>第1節 避難対策等の推進（予防7）<br/>第2項 対策項目<br/>【公助】</p>   |              |  | <p>第2章 安全な避難空間の確保<br/>第1節 避難対策等の推進（予防7）<br/>第2項 対策項目<br/>【公助】</p>   |              |   |
| 実施主体  | 対象           | 対策（活動）項目   | 実施主体  | 対象           | 対策（活動）項目  |
| 県   | 市町等<br>地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備<br>(2) 避難勧告等の基準の策定・見直し<br>(3) 避難誘導対策<br>(4) 情報伝達体制の整備<br>(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保<br>(6) 避難所運営及び避難者支援対策<br>(7) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(8) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(9) ペット対策<br>(新規)                        | 県   | 市町等<br>地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備<br>(2) 避難勧告等の基準の策定・見直し<br>(3) 避難誘導対策<br>(4) 情報伝達体制の整備<br>(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保<br>(6) 避難所運営及び避難者支援対策<br>(7) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(8) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(9) ペット対策<br>(10) <b>感染症対策</b>                        |
| 市町  | 地域住民等        | (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知<br>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知<br>(3) 避難勧告等の基準の策定・見直し<br>(4) 避難誘導対策<br>(5) 情報収集体制の整備<br>(6) 避難所運営対策<br>(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保<br>(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(9) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(10) ペット対策<br>(新規) | 市町  | 地域住民等        | (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知<br>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知<br>(3) 避難勧告等の基準の策定・見直し<br>(4) 避難誘導対策<br>(5) 情報収集体制の整備<br>(6) 避難所運営対策<br>(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保<br>(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(9) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(10) ペット対策<br>(11) <b>感染症対策</b> |
| <p>第3項 対策<br/>■県が実施する対策<br/>1 県における対策及び市町を対象とした対策<br/>(6) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部)<br/>「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。<br/>また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。<br/>災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「<u>三重県災害時栄養・食生活支援ガイドライン</u>」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。</p> |              |  | <p>第3項 対策<br/>■県が実施する対策<br/>1 県における対策及び市町を対象とした対策<br/>(6) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部)<br/>「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。<br/>また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。<br/>災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「<u>三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン</u>」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。</p> |              |   |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(新規)</p>   | <p>(10) 感染症対策（防災対策部）<br/> 「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。<br/> また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。</p>   |
| <p>(新規)</p>   | <p>■市町が実施する対策<br/> 1 地域等を対象とした対策<br/> (11) 感染症対策<br/> 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。<br/> また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</p>  |
| <p>【主担当課】<br/> ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康づくり課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課</p>  | <p>【主担当課】<br/> ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課</p>  |
| <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進<br/> 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）<br/> 第3項 対策<br/> ■県が実施する対策<br/> 2 海岸保全施設の整備（農林水産部、県土整備部）<br/> (1) 海岸保全施設整備の推進<br/> 三重県の海岸保全施設については、昭和28年の13号台風や昭和34年の伊勢湾台風後に整備されたものが大部分であり、築後約50年が経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進んでいる。また、河川からの土砂供給の減少などにより、海岸侵食が進み、消波機能の低下が進んでいる。<br/> このため、高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。</p> | <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進<br/> 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）<br/> 第3項 対策<br/> ■県が実施する対策<br/> 2 海岸保全施設の整備（農林水産部、県土整備部）<br/> (1) 海岸保全施設整備の推進<br/> 県内の海岸保全施設は、その大部分が築後50年以上を経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進行している状態であり、また、砂浜海岸では侵食の進行に伴い消波機能の低下が進んでいる。<br/> このため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の整備を推進するとともに、老朽化により機能が低下した施設について防護機能の回復に取り組むことにより、高潮・高波による被害の軽減を図る。</p> |
| <p>4 避難判断情報等の提供体制（県土整備部）<br/> (1) 水防法に基づく水位設定<br/> 水位周知海岸について、水防法に基づき、適切な水位設定及び周知を行う。</p>   | <p>4 避難判断情報等の提供体制（県土整備部）<br/> (1) 水防法に基づく水位設定<br/> 水位周知海岸として指定する沿岸について、高潮特別警戒水位の設定に取り組む。</p>   |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧  | 新   |               |            |      |   |     |              |            |        |
|--|---|---------------|------------|------|---|-----|--------------|------------|--------|
| <p><b>第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9）</b><br/>                     第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）<br/>                     (1) 被災宅地危険度判定士の養成<br/>                     降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。<br/>                     また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">現 状（H31.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">991人</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目   | 現 状（H31.3末現在） | 被災宅地危険度判定士 | 991人 | <p><b>第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9）</b><br/>                     第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）<br/>                     (1) 被災宅地危険度判定士の養成<br/>                     降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。<br/>                     また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">現 状（R2.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,090人</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 現 状（R2.3末現在） | 被災宅地危険度判定士 | 1,090人 |
| 項 目  | 現 状（H31.3末現在）   |               |            |      |   |     |              |            |        |
| 被災宅地危険度判定士   | 991人  |               |            |      |   |     |              |            |        |
| 項 目  | 現 状（R2.3末現在）  |               |            |      |   |     |              |            |        |
| 被災宅地危険度判定士   | 1,090人  |               |            |      |   |     |              |            |        |
| <p><b>第4章 緊急輸送の確保</b><br/> <b>第1節 輸送体制の整備（予防11）</b><br/>                     【担当課】<br/>                     ・ 災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、港湾・海岸課、警備第二課</p>   | <p><b>第4章 緊急輸送の確保</b><br/> <b>第1節 輸送体制の整備（予防11）</b><br/>                     【担当課】<br/>                     ・ 災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、<u>道路建設課</u>、<u>道路管理課</u>、港湾・海岸課、<u>施設災害対策課</u>、警備第二課</p> |               |            |      |   |     |              |            |        |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b><br/> <b>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）</b><br/>           第3項 対策<br/>           ■県が実施する対策<br/>           1 県(災対本部)を対象とした対策<br/>           (2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）<br/>           県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。<br/>           また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラなど、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。<br/>           ア 県防災通信ネットワークの整備<br/>           県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、<u>有効に活用できるよう設備及び機能の更新を行う。</u><br/>           イ 全国瞬時警報システムの維持・管理<br/>           県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める。<br/>           ウ ヘリコプターテレビシステムの整備<br/>           被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。<br/>           エ 移動通信の活用・整備推進<br/>           有線通信の途絶時の通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信の活用を推進する。<br/>           オ 防災情報プラットフォームの整備<br/>           県災対本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。<br/>           また、防災情報システムによる情報収集及びLアラート等への情報提供が確実にできるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。</p> | <p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b><br/> <b>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防13）</b><br/>           第3項 対策<br/>           ■県が実施する対策<br/>           1 県(災対本部)を対象とした対策<br/>           (2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）<br/>           県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。<br/>           また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラなど、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。<br/>           ア 県防災通信ネットワークの整備<br/>           県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、<u>有効に活用できるよう必要に応じて設備及び機能の更新を行う。</u><br/>           イ 全国瞬時警報システムの維持・管理<br/>           県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める。<br/>           ウ ヘリコプターテレビシステムの活用<br/>           被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。<br/>           エ 移動通信の活用・整備推進<br/>           有線通信の途絶時の通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信の活用を推進する。<br/>           オ 防災情報プラットフォームの機能向上<br/>           県災対本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。<br/>           また、防災情報システムによる情報収集及びLアラート等への情報提供が確実にできるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。</p> |
| <p><b>第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防14）</b><br/> <b>【担当課】</b><br/>           ・ 消防・保安課、災害対策課、<u>地域医療推進課</u>、<u>薬務感染症対策課</u>、<u>健康づくり課</u></p>   | <p><b>第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防14）</b><br/> <b>【担当課】</b><br/>           ・ 消防・保安課、災害対策課、<u>医療政策課</u>、<u>薬務感染症対策課</u>、<u>健康推進課</u></p>  |

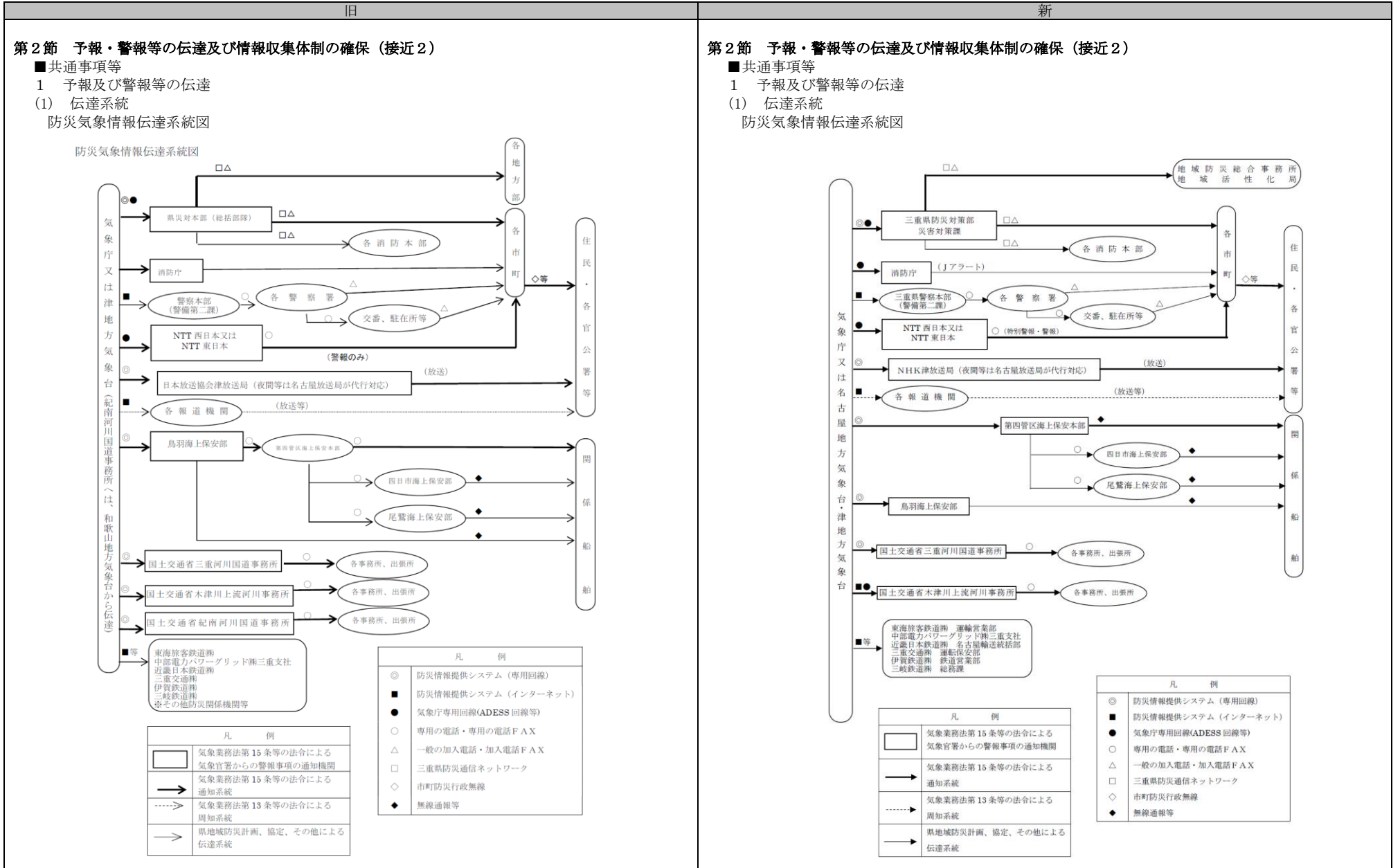
三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧  | 新  |  |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
|--|--|--|-------------|---|-------|---|----|-------|--|--|------|-----|-------------|---|-------|--|----|-------|--|
| <p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b><br/> <b>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</b><br/>                     第2項 対策項目<br/>                     【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br/>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br/>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（新規）</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br/>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策</td> </tr> </tbody> </table> | 実施主体   | 対 象  | 対 策（活 動）項 目 | 県 | 施設利用者 | (1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（新規） | 市町 | 施設利用者 | (1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策 | <p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b><br/> <b>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</b><br/>                     第2項 対策項目<br/>                     【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br/>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br/>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策<br/>(4) <b>電気施設を対象とした対策</b></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br/>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策</td> </tr> </tbody> </table> | 実施主体 | 対 象 | 対 策（活 動）項 目 | 県 | 施設利用者 | (1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(4) <b>電気施設を対象とした対策</b> | 市町 | 施設利用者 | (1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策 |
| 実施主体   | 対 象  | 対 策（活 動）項 目  |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| 県  | 施設利用者  | (1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（新規）                        |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| 市町   | 施設利用者  | (1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策   |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| 実施主体   | 対 象  | 対 策（活 動）項 目  |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| 県  | 施設利用者  | (1) 水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策<br>(4) <b>電気施設を対象とした対策</b> |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| 市町   | 施設利用者  | (1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策   |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| (新規)   | <p>第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/> <b>4 電気施設を対象とした対策（防災対策部）</b><br/>                     電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。<br/>                     (1) <b>長期停電への対策</b><br/>                     市町や県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。</p> |  |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| (新規)   | <p>■ライフライン関係企業が実施する対策<br/>                     &lt;電気事業者の対策&gt;<br/>                     1 設備面の災害予防<br/>                     (3) <b>長期停電への対策</b><br/>                     県・市町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。</p>  |  |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |
| <p><b>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</b><br/>                     【担当課】<br/>                     ・ 防災企画・地域支援課、大気・水環境課、下水道経営課、下水道事業課、工業用水道事業課、<u>電気事業課</u></p>   | <p><b>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</b><br/>                     【担当課】<br/>                     ・ 防災企画・地域支援課、<u>災害対策課</u>、大気・水環境課、<u>みどり共生推進課</u>、<u>道路管理課</u>、下水道経営課、下水道事業課、<u>水道事業課</u>、工業用水道事業課</p>   |  |             |   |       |   |    |       |  |  |      |     |             |   |       |  |    |       |  |



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>第6章 特定自然災害への備え</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19）</p> <p>【主担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策課、農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、河川課、道路管理課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道経営課、下水道事業課</li> </ul>   | <p>第6章 特定自然災害への備え</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19）</p> <p>【主担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策課、農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、<u>水産基盤整備課</u>、河川課、道路管理課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道経営課、下水道事業課</li> </ul>  |
| <p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）</p> <p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5. 被災者支援部隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり課</li> </ul> </li> <li>6. 生活・経済再建支援部隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全・消費生活課</li> </ul> </li> </ul> | <p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）</p> <p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5. 被災者支援部隊 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>健康推進課</u></li> </ul> </li> <li>6. 生活・経済再建支援部隊 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>くらし・交通安全課</u></li> </ul> </li> </ul> |



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p><b>第4部 発災後の応急対策</b><br/> <b>第1章 災害対策本部活動の実施</b><br/> <b>第2節 通信機能の確保（発災2）</b><br/>           防災通信ネットワーク設置個所一覧表（平成30年4月現在）</p>   | <p><b>第4部 発災後の応急対策</b><br/> <b>第1章 災害対策本部活動の実施</b><br/> <b>第2節 通信機能の確保（発災2）</b><br/>           防災通信ネットワーク設置個所一覧表（令和2年4月現在）</p>  |
| <p><b>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</b><br/>           第3項 対策<br/> <b>■県が実施する対策</b><br/>           &lt;&lt;応援体制&gt;&gt;<br/>           ○県外被災地への応援の場合<br/>           1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）<br/>           全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに第74条の2第2項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。<br/><br/>           &lt;&lt;受援体制&gt;&gt;（県外及び県内自治体等からの受援）<br/>           1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）<br/>           県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。</p> | <p><b>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</b><br/>           第3項 対策<br/> <b>■県が実施する対策</b><br/>           &lt;&lt;応援体制&gt;&gt;<br/>           ○県外被災地への応援の場合<br/>           1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）<br/>           全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに第74条の3第2項や総務省「応援職員派遣制度」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。<br/><br/>           &lt;&lt;受援体制&gt;&gt;（県外及び県内自治体等からの受援）<br/>           1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）<br/>           県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「応援職員派遣制度」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。</p> |
| <p><b>■市町が実施する対策</b><br/>           &lt;&lt;応援体制&gt;&gt;<br/>           1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理<br/>           応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。<br/>           &lt;&lt;受援体制&gt;&gt;<br/>           1 各協定等に基づく応援要請<br/>           被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。</p>  | <p><b>■市町が実施する対策</b><br/>           &lt;&lt;応援体制&gt;&gt;<br/>           1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理<br/>           応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応援職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。<br/>           &lt;&lt;受援体制&gt;&gt;<br/>           1 各協定等に基づく応援要請<br/>           被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応援職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。</p>  |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   |                           |                                |                                 | 新   |                           |                                 |                                 |
|---|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| <b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b><br><b>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7）</b><br>第2項 主要対策項目 |                           |                                |                                 | <b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b><br><b>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7）</b><br>第2項 主要対策項目 |                           |                                 |                                 |
| 対策(活動)項目  | 主担当部隊(班)                  | 活動開始(準備)時期等                    | 重要な収集情報(収集先)                    | 対策(活動)項目  | 主担当部隊(班)                  | 活動開始(準備)時期等                     | 重要な収集情報(収集先)                    |
| 通行規制の実施   | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)     | 【発災のおそれがある場合】<br>雨量等規制値を超え次第   | ・雨量情報、河川水位情報等<br>(气象台、河川管理者等)   | 通行規制の実施   | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)     | 【発災のおそれがある場合】<br>雨量等規制値を超え次第    | ・雨量情報、河川水位情報等<br>(气象台、河川管理者等)   |
| 道路交通情報・被害情報の収集  | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)警察部隊 | 【発災1時間以内】<br>情報収集体制が整い次第       | ・道路や交通安全施設の損壊・<br>被害情報等(道路管理者等) | 道路交通情報・被害情報の収集  | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)警察部隊 | 【発災1時間以内】<br>情報収集体制が整い次第        | ・道路や交通安全施設の損壊・<br>被害情報等(道路管理者等) |
| 道路パトロールと緊急時の措置  | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)     | 【発災6時間以内】<br>発災後速やかに           | ・県内の被災状況や道路情報<br>(関係機関等)        | 道路パトロールと緊急時の措置  | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)     | 【発災6時間以内】<br>発災後速やかに            | ・県内の被災状況や道路情報<br>(関係機関等)        |
| 緊急輸送道路の確保   | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)     | 【発災24時間以内】<br>緊急輸送道路の確保体制が整い次第 | ・県内の被災状況や道路情報<br>(関係機関等)        | 緊急輸送道路等の確保  | 社会基盤対策部隊<br>(公共土木対策班)     | 【発災24時間以内】<br>緊急輸送道路等の確保体制が整い次第 | ・県内の被災状況や道路情報<br>(関係機関等)        |
| 交通規制の実施（緊急交通路の指定）   | 警察部隊                      | 【発災24時間以内】<br>緊急交通路の通行が確認でき次第  | ・県内の被災状況や道路情報<br>(関係機関等)        | 交通規制の実施（緊急交通路の指定）   | 警察部隊                      | 【発災24時間以内】<br>緊急交通路の通行が確認でき次第   | ・県内の被災状況や道路情報<br>(関係機関等)        |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p><b>第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災10）</b><br/>           第3項 対策<br/>           ■その他防災関係機関が実施する対策<br/>           &lt;鉄道事業者が実施する対策&gt;<br/>           2 災害対策活動の実施<br/>           (3)救護、救出及び避難<br/>           ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、<u>関係市町村</u>、警察、消防等に協力を依頼する。</p>  | <p><b>第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災10）</b><br/>           第3項 対策<br/>           ■その他防災関係機関が実施する対策<br/>           &lt;鉄道事業者が実施する対策&gt;<br/>           2 災害対策活動の実施<br/>           (3)救護、救出及び避難<br/>           ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、<u>関係市町</u>、警察、消防等に協力を依頼する。</p> |
| <p><b>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</b><br/> <b>第2節 医療・救護活動（発災13）</b><br/>           第3項 対策<br/>           ■県が実施する対策<br/>           2 医療・救護活動<br/>           (7) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）<br/>           被災者のこころのケアについては、発災初期は、D P A T調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。<br/> <u>ア 情報収集・情報発信・精神保健ニーズの把握</u><br/> <u>被災地域における精神保健に関する情報収集及び情報発信、ニーズの把握を行う。</u><br/> <u>イ こころのケア活動計画立案への助言</u><br/> <u>保健所、市町が作成するこころのケア活動計画（活動期間・地域・内容等）の立案に際してその求めに応じ必要な助言を行う。</u><br/> <u>ウ こころのケア啓発教材等の資料の提供</u><br/> <u>保健所、市町が集団及び個人に行う心理的応急ケアに係る啓発活動に際し、必要な資料の提供を行う。</u><br/> <u>エ 保健所・市町への精神保健活動に関する助言</u><br/> <u>保健所、市町が実施する、「被災地域の精神科医療体制の現状把握、被災者への心理的応急ケア、平常時にリストアップされた要援護者の状況の把握、障害福祉サービス事業所等の状況把握、被災者の心理的健康調査の準備、救護所への精神科医療機能の設置検討、遺族・安否不明者の家族への支援」などの活動に際して助言を行う。</u></p> | <p><b>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</b><br/> <b>第2節 医療・救護活動（発災13）</b><br/>           第3項 対策<br/>           ■県が実施する対策<br/>           2 医療・救護活動<br/>           (7) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊&lt;医療活動支援班&gt;）<br/>           被災者のこころのケアについては、発災初期は、D P A T調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>                 |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>第4章 緊急避難対策<br/>                     第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14）<br/>                     第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     3 避難所の開設及び運営支援<br/>                     （7）救援物資情報の収集及び提供（救援物資部隊＜物資活動班＞）<br/>                     市町・地方部を通じ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。</p>  | <p>第4章 緊急避難対策<br/>                     第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14）<br/>                     第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     3 避難所の開設及び運営支援<br/>                     （7）救援物資情報の収集及び提供（救援物資部隊＜物資活動班＞）<br/>                     物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町・地方部と地域内輸送拠点（市町物資拠点）・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。</p>  |
| <p>■市町が実施する対策<br/>                     4 避難所の開設及び運営<br/>                     （4）避難所の運営及び管理<br/>                     避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。<br/>                     ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。<br/>                     ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。<br/>                     （新規）</p> | <p>■市町が実施する対策<br/>                     4 避難所の開設及び運営<br/>                     （4）避難所の運営及び管理<br/>                     避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。<br/>                     ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。<br/>                     ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。<br/>                     ④ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p> |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p><b>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</b></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 避難所等への専門職員等の派遣（保健医療部隊&lt;保健衛生班&gt;、被災者支援部隊&lt;避難者支援班、ボランティア班&gt;）</p> <p>(1) 保健師の派遣<br/>市町と連携して、要配慮者の健康管理を図るため、保健師が避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した活動を行う。また、被害の規模に応じ、県内市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。</p> <p>(2) 管理栄養士等の派遣<br/>市町が行う要配慮者に対する栄養相談・指導を支援するため、管理栄養士等を派遣する。また、要配慮者に対し、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。（新規）</p> <p>(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣<br/>三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。</p> <p>(4) 通訳者等の派遣<br/>みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。</p> <p>(5) 災害ボランティアの派遣<br/>要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。</p> <p>4 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）<br/>市町から、被災した要配慮者に対応するための、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、優先的に支援を行う。</p> <p>5 公営住宅等の要配慮者への優先提供（被災者支援部隊&lt;応急住宅班&gt;）<br/>公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者等の特別の配慮を要する避難者を優先する。</p> <p>6 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）<br/>県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。<br/>調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p> | <p><b>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</b></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 避難所等への保健師等の派遣（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）<br/>災害時における保健衛生職員等の応援要請の確認及び派遣調整を行う。県内の応援のみでは対応が困難な場合、他県等へ応援要請を行う。</p> <p>(1) 保健師等チームの派遣<br/>被災地住民の健康レベルの向上を図ることを目的に、市町及び管轄保健所の指揮下において、在宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等における医療・保健・福祉ニーズ（健康ニーズ）を収集し、地域住民に対する公衆衛生施策を実行する。</p> <p>(2) 管理栄養士等の派遣<br/>公益社団法人三重県栄養士会等関係団体の協力を得て、特殊栄養食品ステーションを拠点に、食事に配慮が必要な被災者へ、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。</p> <p>(3) 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の派遣<br/>三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合には、三重県、三重県社会福祉協議会、福祉関係団体等の協働により、三重県災害福祉支援ネットワーク本部を設置し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）を派遣する。</p> <p>4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊&lt;避難者支援班、ボランティア班&gt;）</p> <p>(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣<br/>三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。</p> <p>(2) 通訳者等の派遣<br/>みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。</p> <p>(3) 災害ボランティアの派遣<br/>要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。</p> <p>5 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）<br/>市町から、被災した要配慮者に対応するための、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、優先的に支援を行う。</p> <p>6 公営住宅等の要配慮者への優先提供（被災者支援部隊&lt;応急住宅班&gt;）<br/>公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者等の特別の配慮を要する避難者を優先する。</p> <p>7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;）<br/>県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。<br/>調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p> |



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊＜教育対策班＞）<br/>         県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。<br/>         また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。</p>  | <p>第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊＜教育対策班＞）<br/>         県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。<br/>         また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。<br/> <u>学校に設置された避難所の運営や学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない学校がある場合、学校長または市町等教育委員会と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」を派遣し、学校の支援を行う。</u></p>                         |
| <p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第1節 避難所の運営（復旧3）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する</u>。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>（新規）</p> | <p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第1節 避難所の運営（復旧3）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、<u>男女のニーズの違いなど多様な視点に</u>配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>⑧ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</u></p> |



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧  |               |                                     |   | 新  |                     |                                     |   |
|--|---------------|-------------------------------------|---|--|---------------------|-------------------------------------|---|
| <b>第3節 救援物資等の供給（復旧5）</b><br>第2項 主要対策項目   |               |                                     |   | <b>第3節 救援物資等の供給（復旧5）</b><br>第2項 主要対策項目   |                     |                                     |   |
| 対策(活動)項目   | 担当部隊(班)       | 活動開始(準備)時期等                         | 重要な収集情報(収集先)                            | 対策(活動)項目   | 担当部隊(班)             | 活動開始(準備)時期等                         | 重要な収集情報(収集先)                                |
| 物資要請情報の収集・整理・調整  | 救援物資部隊(物資支援班) | 【発災12時間以内】<br>物資要請が想定され次第速やかに       | ・市町からの物資要請(地方部、市町)                      | 物資要請情報の収集・整理・調整  | 救援物資部隊(物資支援班)       | 【発災12時間以内】<br>物資要請が想定され次第速やかに       | ・市町からの物資要請(地方部、市町)                          |
| 救援物資の受入  | 救援物資部隊(物資支援班) | 【発災24時間以内】<br>物資提供の申し出があり次第         | ・広域物資提供情報(他府県、国)                        | 支援物資の受入  | 救援物資部隊(物資支援班)       | 【発災24時間以内】<br>物資提供の申し出があり次第         | ・広域物資提供情報(他府県、国)<br>・ <u>物資拠点状況(地方部、市町)</u> |
| 物資等の調達   | 救援物資部隊(物資活動班) | 【発災24時間以内】<br>市町で避難所開設後、速やかに        | ・物資確保状況(国、協定締結団体等)<br>・物資調達要請状況(地方部、市町) | 物資等の調達   | 救援物資部隊(物資支援班、物資活動班) | 【発災24時間以内】<br>市町で避難所開設後、速やかに        | ・物資確保状況(国、協定締結団体等)<br>・物資調達要請状況(地方部、市町)     |
| 物資等の供給   | 救援物資部隊(物資支援班) | 【発災72時間以内】<br>市町から供給要請があった時点        | ・物資拠点状況(地方部、市町)<br>・物資配送状況(国、協定締結団体等)   | 物資等の供給   | 救援物資部隊(物資活動班)       | 【発災72時間以内】<br>市町から供給要請があった時点        | ・物資拠点状況(地方部、市町)<br>・物資配送状況(国、協定締結団体等)       |
| 燃料の確保  | 総括部隊(総括班)     | 【発災72時間以内】<br>燃料確保が困難になるおそれが認められた時点 | ・各部隊<br>・三重県石油商業組合<br>・三重県LPガス協会        | 燃料の確保  | 総括部隊(総括班)           | 【発災72時間以内】<br>燃料確保が困難になるおそれが認められた時点 | ・各部隊<br>・三重県石油商業組合<br>・三重県LPガス協会            |
| 第3項 対策<br>■県が実施する対策<br>2 支援物資の受入(救援物資部隊<物資支援班>)<br>国(海外含む)及び他都道府県、NPO団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整えうえて支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点施設において受け入れる。 |               |                                     |   | 第3項 対策<br>■県が実施する対策<br>2 支援物資の受入(救援物資部隊<物資支援班>)<br>国(海外含む)及び他都道府県、NPO団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整えうえて支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点施設において受け入れる。 <b>なお、プッシュ型支援の受け入れ及びプル型支援要請は、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。</b> |                     |                                     |   |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>3 物資等の調達（救援物資部隊＜物資支援班、物資活動班＞）</p> <p>(2) 生活必需品等の調達活動</p> <p>① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、具備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。</p> <p>⑤ さらに調達の必要がある場合は、応援協定に基づき他府県及び国に対して広域応援を要請する。</p>  | <p>3 物資等の調達（救援物資部隊＜物資支援班、物資活動班＞）</p> <p>(2) 生活必需品等の調達活動</p> <p>① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、具備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。<b>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材について、配分計画に盛り込む。</b></p> <p>⑤ <b>県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。</b></p>  |
| <p>■市町が実施する対策</p> <p>3 生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>(1) 避難者に対する生活必需品等の供給</p> <p>在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。</p> <p>【生活必需品等供給計画】</p> <p>生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者発生～24時間以内： <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等</li> </ul> </li> <li>避難者発生24時間後～： <ul style="list-style-type: none"> <li>日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など</li> </ul> </li> </ul> | <p>■市町が実施する対策</p> <p>3 生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>(1) 避難者に対する生活必需品等の供給</p> <p>在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。</p> <p>【生活必需品等供給計画】</p> <p>生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者発生～24時間以内： <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、<b>（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）</b>等</li> </ul> </li> <li>避難者発生24時間後～： <ul style="list-style-type: none"> <li>日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、<b>ブルーシート</b>等）など</li> </ul> </li> </ul> |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>■その他の防災関係機関が実施する対策<br/>                     &lt;生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策&gt;<br/>                     以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。</p> <p>1 生活必需品等の調達に関する協定締結団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社一号館</li> <li>・ スーパーサンシ株式会社</li> <li>・ マックスバリュ中部株式会社</li> <li>・ 株式会社ぎゅーとら</li> <li>・ 株式会社オークワ</li> <li>・ 株式会社ヤマナカ</li> <li>・ <u>イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー</u></li> <li>・ ユニー株式会社</li> <li>・ 三重県生活協同組合連合会</li> <li>・ NPO 法人コメリ災害対策センター</li> <li>・ 三重県パン協同組合</li> <li>・ 株式会社ローソン</li> <li>・ 株式会社ファミリーマート</li> <li>・ 株式会社セブンイレブン・ジャパン</li> <li>・ 株式会社ケーヨー</li> <li>・ 株式会社総合サービス</li> </ul> | <p>■その他の防災関係機関が実施する対策<br/>                     &lt;生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策&gt;<br/>                     以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。</p> <p>1 生活必需品等の調達に関する協定締結団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社一号館</li> <li>・ スーパーサンシ株式会社</li> <li>・ マックスバリュ中部株式会社</li> <li>・ 株式会社ぎゅーとら</li> <li>・ 株式会社オークワ</li> <li>・ 株式会社ヤマナカ</li> <li>・ <u>イオンリテール株式会社東海カンパニー</u></li> <li>・ <u>株式会社ジュンテンドー</u></li> <li>・ ユニー株式会社</li> <li>・ 三重県生活協同組合連合会</li> <li>・ NPO 法人コメリ災害対策センター</li> <li>・ 三重県パン協同組合</li> <li>・ 株式会社ローソン</li> <li>・ 株式会社ファミリーマート</li> <li>・ 株式会社セブンイレブン・ジャパン</li> <li>・ 株式会社ケーヨー</li> <li>・ 株式会社総合サービス</li> <li>・ <u>日本チェーンドラッグストア協会</u></li> <li>・ <u>中日本段ボール工業組合</u></li> </ul> |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   |                                  |                               |  | 新  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
|---|----------------------------------|-------------------------------|--|--|---------|-------------|--------------|------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------|----------------|-------------------------|-----------------------|--|--|--|--|----------|---------|-------------|--------------|------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------|----------------|-------------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|--|
| <p>第3章 社会基盤施設等の復旧・保全<br/>第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全（復旧13）</p> <p>【担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）<br/>被災者支援部隊（水道応援班）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急復旧に向けた準備</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>施設の応急対策活動</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>市町水道施設応急復旧活動支援</td> <td>被災者支援部隊(水道応援班)</td> <td>【発災24時間以内】応援要請があり次第速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(市町、関係施設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p> |                                  |                               |  | 対策(活動)項目   | 担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) | 応急復旧に向けた準備 | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班) | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所) | 施設の応急対策活動 | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班) | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所) | 市町水道施設応急復旧活動支援 | 被災者支援部隊(水道応援班) | 【発災24時間以内】応援要請があり次第速やかに | ・施設の被害及び復旧状況(市町、関係施設) | <p>第3章 社会基盤施設等の復旧・保全<br/>第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全（復旧13）</p> <p>【担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班、<b>農林水産対策班</b>）<br/>被災者支援部隊（水道応援班）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急復旧に向けた準備</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>施設の応急対策活動</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>市町水道施設応急復旧活動支援</td> <td>被災者支援部隊(水道応援班)</td> <td>【発災24時間以内】応援要請があり次第速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(市町、関係施設)</td> </tr> <tr> <td><b>電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援</b></td> <td><b>社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)</b></td> <td><b>【発災24時間以内】応援要請があり後速やかに</b></td> <td><b>・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)</b></td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  | 対策(活動)項目 | 担当部隊(班) | 活動開始(準備)時期等 | 重要な収集情報(収集先) | 応急復旧に向けた準備 | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班) | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所) | 施設の応急対策活動 | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班) | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所) | 市町水道施設応急復旧活動支援 | 被災者支援部隊(水道応援班) | 【発災24時間以内】応援要請があり次第速やかに | ・施設の被害及び復旧状況(市町、関係施設) | <b>電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援</b> | <b>社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)</b> | <b>【発災24時間以内】応援要請があり後速やかに</b> | <b>・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)</b> |
| 対策(活動)項目  | 担当部隊(班)                          | 活動開始(準備)時期等                   | 重要な収集情報(収集先)                           |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 応急復旧に向けた準備  | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)      | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに      | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)           |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 施設の応急対策活動   | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)      | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに      | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)           |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 市町水道施設応急復旧活動支援  | 被災者支援部隊(水道応援班)                   | 【発災24時間以内】応援要請があり次第速やかに       | ・施設の被害及び復旧状況(市町、関係施設)                  |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 対策(活動)項目  | 担当部隊(班)                          | 活動開始(準備)時期等                   | 重要な収集情報(収集先)                           |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 応急復旧に向けた準備  | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)      | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに      | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)           |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 施設の応急対策活動   | 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)      | 【発災12時間以内】被災状況とりまとめ後速やかに      | ・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)           |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| 市町水道施設応急復旧活動支援  | 被災者支援部隊(水道応援班)                   | 【発災24時間以内】応援要請があり次第速やかに       | ・施設の被害及び復旧状況(市町、関係施設)                  |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| <b>電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援</b>  | <b>社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)</b> | <b>【発災24時間以内】応援要請があり後速やかに</b> | <b>・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)</b> |  |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |
| <p>(新規)</p>   |                                  |                               |  | <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p><b>【電力・通信】</b></p> <p><b>1 電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）</b></p> <p><b>被害の状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂の障害物の除去などの啓開作業を行う。</b></p> |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |  |  |  |  |          |         |             |              |            |                             |                          |                              |           |                             |                          |                              |                |                |                         |                       |                              |                                  |                               |  |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>第4章 復旧に向けた対策<br/>                     第3節 文教等対策（復旧 17）<br/>                     第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;）<br/>                     （2）応急対応<br/>                     文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、<u>県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</u></p>   | <p>第4章 復旧に向けた対策<br/>                     第3節 文教等対策（復旧 17）<br/>                     第3項 対策<br/>                     ■県が実施する対策<br/>                     6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;）<br/>                     （2）応急対応<br/>                     文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、<u>県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</u></p>   |
| <p>第5章 復旧にかかる支援措置<br/>                     第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧 21）<br/>                     第2項 対策<br/>                     ■県と市町が連携して実施する対策<br/>                     2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策<br/>                     （2）被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）<br/>                     イ 対象世帯と支給額<br/>                     自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。</p> | <p>第5章 復旧にかかる支援措置<br/>                     第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧 21）<br/>                     第2項 対策<br/>                     ■県と市町が連携して実施する対策<br/>                     2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策<br/>                     （2）被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）<br/>                     イ 対象世帯と支給額<br/>                     自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。<u>また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。</u></p> |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧                                    |            |       |       |       | 新                                    |            |       |       |       |
|--------------------------------------|------------|-------|-------|-------|--------------------------------------|------------|-------|-------|-------|
| 《複数世帯の場合》 (単位：万円)                    |            |       |       |       | 《複数世帯の場合》 (単位：万円)                    |            |       |       |       |
| 区分                                   | 住宅の再建方法    | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    | 区分                                   | 住宅の再建方法    | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    |
| 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入      | 100   | 200   | 300   | 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入      | 100   | 200   | 300   |
|                                      | 補修         | 100   | 100   | 200   |                                      | 補修         | 100   | 100   | 200   |
|                                      | 賃借（公営住宅以外） | 100   | 50    | 150   |                                      | 賃借（公営住宅以外） | 100   | 50    | 150   |
| 大規模半壊した世帯                            | 建設・購入      | 50    | 200   | 250   | 大規模半壊した世帯                            | 建設・購入      | 50    | 200   | 250   |
|                                      | 補修         | 50    | 100   | 150   |                                      | 補修         | 50    | 100   | 150   |
|                                      | 賃借（公営住宅以外） | 50    | 50    | 100   |                                      | 賃借（公営住宅以外） | 50    | 50    | 100   |
| (新規)                                 |            |       |       |       | 中規模半壊した世帯                            | 建設・購入      | —     | 100   | 100   |
|                                      |            |       |       |       | 中規模半壊した世帯                            | 補修         | —     | 50    | 50    |
|                                      |            |       |       |       | 中規模半壊した世帯                            | 賃借（公営住宅以外） | —     | 25    | 25    |
| 《単数世帯の場合》 (単位：万円)                    |            |       |       |       | 《単数世帯の場合》 (単位：万円)                    |            |       |       |       |
| 区分                                   | 住宅の再建方法    | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    | 区分                                   | 住宅の再建方法    | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    |
| 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入      | 75    | 150   | 225   | 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入      | 75    | 150   | 225   |
|                                      | 補修         | 75    | 75    | 150   |                                      | 補修         | 75    | 75    | 150   |
|                                      | 賃借（公営住宅以外） | 75    | 37.5  | 112.5 |                                      | 賃借（公営住宅以外） | 75    | 37.5  | 112.5 |
| 大規模半壊した世帯                            | 建設・購入      | 37.5  | 150   | 187.5 | 大規模半壊した世帯                            | 建設・購入      | 37.5  | 150   | 187.5 |
|                                      | 補修         | 37.5  | 75    | 112.5 |                                      | 補修         | 37.5  | 75    | 112.5 |
|                                      | 賃借（公営住宅以外） | 37.5  | 37.5  | 75    |                                      | 賃借（公営住宅以外） | 37.5  | 37.5  | 75    |
| (新規)                                 |            |       |       |       | 中規模半壊した世帯                            | 建設・購入      | —     | 75    | 75    |
|                                      |            |       |       |       | 中規模半壊した世帯                            | 補修         | —     | 37.5  | 37.5  |
|                                      |            |       |       |       | 中規模半壊した世帯                            | 賃借（公営住宅以外） | —     | 18.75 | 18.75 |

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>第6部 事故等による災害対策<br/>           第1章 重大事故等対策<br/>           第1節 危険物施設等の事故対策（事故1）<br/>           第3項 対策<br/>           ■県が実施する対策<br/>           4 毒劇物施設<br/>           (1) 平常時の予防対策（医療保健部）<br/>           災害時に毒物劇物が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。</p> <p>① 毒物劇物保有状況等の把握<br/> <u>毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等を把握するとともに、これらのデータベース化、データの更新を行う。</u></p> <p>② 危害防止規程の策定<br/>           毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。</p> <p>③ 安全管理者を対象とした講習<br/>           毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p> <p>④ 防災訓練の実施等の促進<br/>           施設の特異性に依じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</p> | <p>第6部 事故等による災害対策<br/>           第1章 重大事故等対策<br/>           第1節 危険物施設等の事故対策（事故1）<br/>           第3項 対策<br/>           ■県が実施する対策<br/>           4 毒劇物施設<br/>           (1) 平常時の予防対策（医療保健部）<br/>           災害時に毒物劇物が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。<br/>           (削除)</p> <p>① 危害防止規程の策定<br/>           毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。</p> <p>② 安全管理者を対象とした講習<br/>           毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p> <p>③ 防災訓練の実施等の促進<br/>           施設の特異性に依じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</p> |